

平成 30 年 2 月 2 日

各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区区长

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

毒物及び劇物の適正な保管管理の徹底について

毒物及び劇物による事故の未然防止等については、かねてより種々御配慮いただき、厚く御礼申し上げます。

本年 1 月 31 日に、福岡県の北九州市で発生したシアン化ナトリウムの紛失事件をはじめとして、毒物及び劇物に係る盗難又は紛失事故が多発しているところです。つきましては、貴職において、貴管下関係事業者等に対し毒物及び劇物の適正な保管管理を指導するとともに、特に下記の内容について、とりいそぎ対応の徹底を行っていただくようお願いいたします。

記

- 1 「毒物及び劇物の保管管理について」(昭和 52 年 3 月 26 日付け薬発第 313 号薬務局長通知)、「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について」(平成 10 年 7 月 28 日付け医薬発第 693 号医薬安全局長通知)等を踏まえ、毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)第 11 条第 1 項等に基づき、適切に、毒物及び劇物の保管管理がなされているかを改めて点検すること。
- 2 特に、毒物及び劇物を貯蔵、陳列等する場所について、かぎをかける設備等のある堅固な施設とした上で、そのかぎの管理方法についても適切な措置をとること。
- 3 また、毒物及び劇物の盗難、紛失の事態が生じた場合には、毒物及び劇物取締法第 16 条の 2 第 2 項等に基づき、直ちに警察署及び関係行政機関に届け出る等の適切な処置を講じること。